

公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和 8 年 9 月 30 日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室長 無津呂 哲也

1 業務内容

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和 8 年度佐賀県臨床研修オンライン合同説明会運営委託業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙説明書・仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで |
| (4) 予算額 | 金 2,343,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

＜単独事業者の場合＞

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

(1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の(1)から(5)までの条件を満たすこと。

共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

(2) 代表者（幹事者）を定めること。

(3) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

担当課 佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7358

ファックス番号 0952-25-7267

電子メールアドレス imu@pref.saga.lg.jp

4 説明会

本件企画コンペにおいて、説明会は実施しない。

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和8年10月14日（水）午後5時まで

(2) 参加資格の確認結果は、令和8年10月19日（月）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

なお、提出期限までに必着とする。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参、郵送またはメールによる提出とすること。

(1) 提案書の内容は、別紙のとおりとする。

(2) 提出期限 令和8年10月23日（金）午後5時まで

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月30日（金）午前9時30分～
- (2) 場所 WEB 会議システムで実施することとする。
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

8 結果の通知

令和8年11月4日（水）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準（配点入り）は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。

公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(7) その他

説明書による。

説明書

委託業務名	令和８年度佐賀県臨床研修オンライン合同説明会運営委託業務
履行期間	契約締結の日～令和９年３月３１日（水）
契約上限額	金 2,343,000 円（消費税及び地方消費税含む）
仕様書等に対する 質問提出期限	令和８年１０月８日（木）午後５時まで
参加資格確認 申請書提出期限	令和８年１０月１４日（水）午後５時まで
提案書提出期限	令和８年１０月２３日（金）午後５時まで
プレゼンテーション	令和８年１０月３０日（金）午前９時３０分～
最優秀提案者の決定	令和８年１１月４日（水）

※説明会は実施しない。

１ 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号） １部

イ 誓約書（様式第3号） １部

ウ 会社概要（パンフレットで可） １部

- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

２ 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メールにより８の問い合わせ先へ提出すること。

３ 提案書及び添付資料について

- (1) 提出書類

ア 表紙（様式第5号）・・・正本１部 副本４部

イ 提案書（任意様式）・・・５部

ウ 実施スケジュール案

エ 業務体制表

カ 実績書（様式第4号）

(2) 作成にあたっての注意事項

ア A4左綴じ（ホチキス留め）

イ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

(3) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(4) 県が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

(5) 提出は持参、郵送またはメールによる。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

参加者側の出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度（説明15分、質疑10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価が高い者を最優秀提案者とする。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 留意点

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本件企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

(4) 本件企画コンペの質問は、8の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

7 契約事項

(1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。

(2) 契約保証金 公示に定めるとおり

8 問い合わせ先

担当課 佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7358
ファックス番号 0952-25-7267
電子メールアドレス imu@pref.saga.lg.jp